

新しい地域コミュニティ組織制度について

導入検討の背景

(その1) なぜ、導入の検討が必要なのか？

- (1) 地方分権の進展
- (2) 少子・高齢化社会の到来
- (3) 地域コミュニティ機能の低下(数値は21年度)
 - ・ 区加入率 82.6% (市街地では50%台のところも) 独立班の増加(4班から6班に)
 - ・ 92区の内、35区が100世帯未満(最小26世帯, 最大1,100世帯)
 - ・ 高齢化率 23.5% (※65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合)

↓

- ▼後継者問題、リーダー不足が深刻に
- ▼特に山間部では限界集落化の懸念

(4) 行財政改革への対応

(その2)

- (1) 平成18年2月 東郷町との合併
 - 合併特例法に基づく「地域自治区」の設置
- (2) 平成19年3月 新しい総合計画の策定
 - 基本理念 「市民との協働」・「地域力の活用」
 - 「協働のまちづくり」推進
 - 「自助・共助・公助」がうまく融合された社会の仕組みの構築
 - 「地域のあり方は地域が決め、地域が担う」
 - 重点プロジェクト…地域コミュニティの活性化により地域で共に支えあう “優しいまち”

導入の目的

- (1) 10年後、20年後を見据えた「持続可能な“安心して住み続けることのできるまち”の創造」
- (2) 「制度導入検討の背景」の克服・実現
- (3) 地域内分権の推進
 - 権限・予算・責任の一部を地域に → 地域コミュニティの活性化・自立化

導入に関する検討・協議の経過

- (H20年度) 先進地視察(兵庫県宝塚市, 三重県名張市, 福岡県宗像市)
7月22日～ 検討プロジェクトチーム設置(5回開催)
12月16日～ 検討委員会設置(7回開催)
- (H21年度) 先進地視察(都城市, 熊本県氷川町)
6月1日 区長公民館長連合会への説明
6月3日～ モデル事業導入地区説明会(旧市域9地区で開催)
7月21日～ モデル事業導入地区座談会(旧市域5地区で開催)
9月 モデル地区募集
11月2日 モデル地区決定(塩見、細島、平岩をモデル地区に)

※検討プロジェクトチーム(構成)

～総務課、財政課、企画課、市民協働課、生涯学習課、福祉課、商工港湾課、建設課、自治センター地域振興課の関係係長又は課長補佐

※検討委員会(構成)

～区長公民館長連合会、東郷町地域協議会、社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会、自主防災会連絡協議会、PTA連絡協議会及び民生委員児童委員協議会の代表者、公募、その他

～地区の課題と制度の趣旨が一致～

【塩見地区】

高齢化が進みつつある塩見地区は、厄年会を中心とした若者たちに地域の今後を委ねたいという気持ちがあった。厄年会中心という他地区とは違う取り組みができるのではと考えている。

【細島地区】

区長の仕事が増えるのではとの懸念があった。細島地区も高齢化の進行が顕著で、地区内の9区規模も小さいことから、将来は細島小区でまとまって活動していかなければならないのではと考えていた。

【平岩地区】

平岩自治会は80年の歴史があり、他にも平岩振興会、平岩区長会があり、組織の一元化の必要性を感じ、協議も重ねていたところだった。モデル事業を活用し、長年の課題を解決したい。

まちづくり協議会設立 準備

●地域説明会・座談会の開催

開催計画から当日の説明まで、準備会で実施

●地域課題の抽出

- ① 地域が抱えている課題や宝について協議。
- ② 課題を抽出し、仕分けを行い、優先順位をつける。

各協議会の設立

- ・ HOSOSHIMAまちづくり協議会設立総会（平成22年4月30日）
- ・ 平岩まちづくり協議会設立総会（平成22年9月12日）
- ・ 塩見まちづくり協議会設立総会（平成22年9月26日）

制度創設の年次構想

- 22～24年度 モデル事業実施（成果と課題の検証）
- 25年度～ モデル事業は本格的実施へ
その他の地区は順次説明会を開催していく

導入の主な課題

- (1) 市民の意識の醸成（説明会、シンポジウムなどの開催）
- (2) 大字区などの再編（協議会を立ち上げやすい環境づくり）
- (3) 財源の確保（検討組織の立ち上げなど）
- (4) 市職員サポート体制の確立（市職員の意識改革など）
- (5) 区未加入世帯及び独立班への対応（協議会を立ち上げやすい環境づくり）
- (6) 庁内の地域コミュニティ関係業務の一元化
 - ◎ 新しい総合計画の基本理念「市民との協働」・「地域力の活用」
 - ◎ 「協働のまちづくり推進」

↓（実現の切り札）

新しい地域コミュニティ組織導入

～「自助・共助・公助」がうまく融合された社会の仕組み～

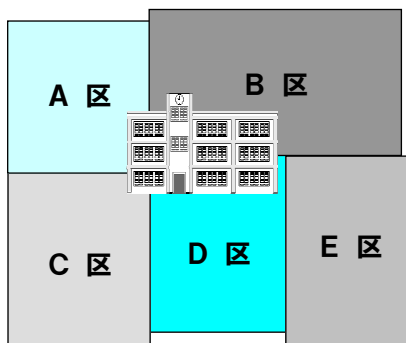
組織のイメージ

(仮称)
〇〇まちづくり協議会
設立準備

① 地域・住民のつながりが深い、小学校あるいは中学校区等の枠組みを基本とします。枠組みは、大字区長会等で協議を重ね、地区住民主体で決定します。

② 地区協議会設立準備組織を立上げ、構成団体、組織、規約等について検討・協議し、設立に備えます。

〇〇小学校区又は
□□中学校区



協議会の取組

① 地域課題の抽出

地域住民の意見・要望をまとめます。同時に“地域の夢”を語ります。

② 地域課題の仕分け

「自助・共助・公助」に基づき課題を分類します。

③ まちづくり推進 〇か年計画策定

まちづくりの目標、基本方針、年度別事業計画をつくります。

④ 事業実施

(仮称) 〇〇まちづくり協議会

会長・副会長・会計・書記・・・等

会計監査

運営委員会

生活環境委員会

文化教育委員会

福祉・保健委員会

地域安全委員会

産業振興委員会

構成団体

A 区

B 区

C 区

D 区

E 区

P T A / 消防団 / 高齢者クラブ / 地区女性部 / 民生・児童委員 / 交通安全組織
健康推進組織 / 伝統芸能保存会 / 商店会 / N P O 法人 / 社会貢献活動を行っている企業 / その他の公益団体

市からの支援

① 交付金の交付

② 市職員のサポート